

(案2)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

| 改正後 | 現行 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 障発第1031001号 平成18年10月31日 | 障発第1031001号 平成18年10月31日 |
| 一部改正 障発第0402003号 平成19年4月2日 | 一部改正 障発第0402003号 平成19年4月2日 |
| 一部改正 障発第0331021号 平成20年3月31日 | 一部改正 障発第0331021号 平成20年3月31日 |
| 一部改正 障発第0331041号 平成21年3月31日 | 一部改正 障発第0331041号 平成21年3月31日 |
| 一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日 | 一部改正 障発1007第3号 平成21年10月7日 |
| 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日 | 一部改正 障発0928第1号 平成23年9月28日 |
| 一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日 | 一部改正 障発0330第5号 平成24年3月30日 |
| 一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日 | 一部改正 障発0329第16号 平成25年3月29日 |
| 一部改正 障発0331第51号 平成26年3月31日 | 一部改正 障発0331第51号 平成26年3月31日 |
| 一部改正 障発1001第1号 平成26年10月1日 | 一部改正 障発1001第1号 平成26年10月1日 |
| 一部改正 障発0331第21号 平成27年3月31日 | 一部改正 障発0331第21号 平成27年3月31日 |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| 一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 | 一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日 |
| 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日 | 一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日 |
| 一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日 | 一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日 |
| 一部改正 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日 | 一部改正 障 発 0330 第 30 号 平成 31 年 3 月 27 日 |
| 一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日 | 一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日 |
| 一部改正 障 発 0331 第 6 号 令和 4 年 3 月 31 日 | 一部改正 障 発 0331 第 6 号 令和 4 年 3 月 31 日 |
| <u>一部改正</u> 障 発 0802 第 8 号 令和 4 年 8 月 2 日 | <u>最終改正</u> 障 発 0802 第 8 号 令和 4 年 8 月 2 日 |
| <u>最終改正 障 発 0331 第 16 号</u> <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> | |
| 各 都道府県知事 殿 | 各 都道府県知事 殿 |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p data-bbox="589 220 1122 252">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="232 316 1104 491">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="633 560 667 587">記</p> <p data-bbox="176 655 331 683">第一 (略)</p> <p data-bbox="176 751 1122 927">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p data-bbox="210 948 387 975">1・2 (略)</p> <p data-bbox="210 1043 432 1070">3 訓練等給付費</p> <p data-bbox="232 1091 472 1118">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="232 1139 629 1166">(3) 就労移行支援サービス費</p> <p data-bbox="255 1187 741 1214">① 就労移行支援サービス費について</p> <p data-bbox="293 1235 528 1262">(一)～(三) (略)</p> <p data-bbox="293 1283 1122 1358">(四) <u>令和 5 年度</u>における就労移行支援サービス費の算定について</p> | <p data-bbox="1559 220 2092 252">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1200 316 2072 491">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="1603 560 1637 587">記</p> <p data-bbox="1144 655 1299 683">第一 (略)</p> <p data-bbox="1144 751 2092 927">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p data-bbox="1178 948 1355 975">1・2 (略)</p> <p data-bbox="1178 1043 1400 1070">3 訓練等給付費</p> <p data-bbox="1200 1091 1440 1118">(1)・(2) (略)</p> <p data-bbox="1200 1139 1597 1166">(3) 就労移行支援サービス費</p> <p data-bbox="1223 1187 1709 1214">① 就労移行支援サービス費について</p> <p data-bbox="1261 1235 1496 1262">(一)～(三) (略)</p> <p data-bbox="1261 1283 2092 1358">(四) <u>令和 4 年度</u>における就労移行支援サービス費の算定について</p> |

| 改正後 | 現 行 |
|--|---|
| <p><u>令和5年度</u>における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度及び令和4年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。</p> <p><u>なお、ア（イ）又はイ（イ）を用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u></p> <p>ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）</p> <p>次のいずれか2カ年度の実績で算出する。なお、<u>令和3年度</u>に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。</p> <p>（ア） <u>令和3年度及び令和4年度</u></p> <p>（イ） 平成30年度及び令和元年度</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれか2カ年度の実績で算出する。</p> <p>（ア） <u>令和4年度</u></p> <p>（イ） 令和元年度</p> <p>②～⑱ （略）</p> <p>（4） 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>（一）～（三） （略）</p> <p>（四） <u>令和5年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について</p> <p><u>令和5年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を</p> | <p><u>令和4年度</u>における就労移行支援サービス費の算定に係る就労定着者の割合の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和2年度及び令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のとおりとする。</p> <p>ア 就労移行支援サービス費（Ⅰ）</p> <p>次のいずれか2カ年度の実績で算出する。なお、<u>令和2年度</u>に新規に指定を受けた就労移行支援事業所等の実績の算出については、（二）のアを参照すること。</p> <p>（ア） <u>令和2年度及び令和3年度</u></p> <p>（イ） 平成30年度及び令和元年度</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（Ⅱ）</p> <p>次のいずれか2カ年度の実績で算出する。</p> <p>（ア） <u>令和3年度</u></p> <p>（イ） 令和元年度</p> <p>②～⑱ （略）</p> <p>（4） 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>（一）～（三） （略）</p> <p>（四） <u>令和4年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定について</p> <p><u>令和4年度</u>における就労継続支援A型サービス費の算定に係る評価点の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) <u>令和5年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について</p> <p><u>令和5年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額 の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和4年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</p> <p><u>なお、イ又はウを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u></p> <p>ア <u>令和4年度</u> イ 令和元年度 ウ 平成30年度</p> <p>③～⑳ (略)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> | <p>影響を踏まえ、特例的な取扱いを可能としている。具体的にはスコア留意事項通知を参照すること。</p> <p>②～⑱ (略)</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) <u>令和4年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について</p> <p><u>令和4年度</u>における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額 の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</p> <p>ア <u>令和3年度</u> イ 令和元年度 ウ 平成30年度</p> <p>③～㉑ (略)</p> <p>(6) 就労定着支援サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労定着支援サービス費について</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(一)・(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>(三) <u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p> <u>令和5年度</u>における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に<u>限り</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和3年度及び令和4年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</p> <p> <u>なお、イを用いる場合は、別途通知で定める届出書を都道府県に提出すること。</u></p> <p> ア <u>令和2年度、令和3年度及び令和4年度</u></p> <p> イ 平成30年度及び令和元年度</p> <p> ③～⑧</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p> | <p>(一)・(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</p> <p>(三) <u>令和4年度</u>における就労定着支援サービス費の算定について</p> <p> <u>令和4年度</u>における就労定着支援サービス費の算定に係る就労定着率の算出に<u>当たっては</u>、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、<u>令和2年度及び令和3年度</u>の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの期間の実績で算出すること。</p> <p> ア <u>令和元年度、令和2年度及び令和3年度</u></p> <p> イ 平成30年度及び令和元年度</p> <p> ③～⑧</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p> |